

兵庫県公報

平成24年11月30日 金曜日 第 2445 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 家畜伝染病の発生（畜産課）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 河川法第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分（中播磨県民局）	7
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	9
○ 道路の位置指定（建築指導課）	9
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（但馬県民局）	10
○ 旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	11
病院局管理規程	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	12
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	12
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出	14
公安委員会規則	
○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則	14

公布された法令のあらまし

- 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第11号）
- 1 町名の変更等に伴い、垂水警察署名谷交番及び多聞交番、神戸西警察署栄交番及び井吹台交番、尼崎南警察署中央交番、宝塚警察署つつじガ丘交番、丹波警察署和田駐在所並びに加古川警察署野口交番及び野添交番の所管区域について所要の整備を行うこととした。
 - 2 東灘警察署JR住吉駅前交番及び加古川警察署八幡交番の位置の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
 - 3 東灘警察署魚崎交番、JR住吉駅前交番、呉田交番、石屋川交番、沢ノ井交番、阪急御影駅前交番及び鴨子ヶ原交番の所管区域の変更に伴い、所要の整備を行うこととした。
 - 4 その他所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1506号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定

した。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 医療法人社団五仁会 住吉川病院
 所在地 神戸市東灘区甲南町5丁目6-7
 認定年月日 平成24年11月16日
 認定の有効期限 平成27年11月15日
- 2 名 称 神戸朝日病院
 所在地 神戸市長田区房王寺町3丁目5-25
 認定年月日 平成24年11月1日
 認定の有効期限 平成27年10月31日
- 3 名 称 西宮市立中央病院
 所在地 西宮市林田町8-24
 認定年月日 平成24年11月24日
 認定の有効期限 平成27年11月23日
- 4 名 称 兵庫医科大学ささやま医療センター
 所在地 篠山市黒岡5
 認定年月日 平成24年10月1日
 認定の有効期限 平成27年9月30日



兵庫県告示第1507号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 2頭
4 発生場所	洲本市
5 発生年月日	平成24年11月15日
6 その他参考となるべき事項	エライザ検査により発見



兵庫県告示第1508号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
 佐用郡佐用町河崎字シロト469、470、475の2、475の3、475の37、字井付494の4から494の9まで、494の11
- 2 指定の目的
 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字シロト475の3・字井付494の5・494の7（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1509号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
宍粟市千種町河内字川井288の5から288の11まで、288の23、288の25、288の26
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字川井288の11（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1510号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
佐用郡佐用町横坂字下高山435の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下高山435の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1511号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町延吉字上ノ山564の1、564の4から564の7まで、564の10、564の12、573の1、平福字大ブクラ1337の1、1337の2、1338、字上ノ山1357

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

延吉字上ノ山564の1・564の4・564の6・平福字大ブクラ1337の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1512号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町上石井字寺田ノ上ミ908の1、字溝ノ上810、811の1、880の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺田ノ上ミ908の1・字溝ノ上810・811の1・880の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1513号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

佐用郡佐用町豊福字風呂裾23の1から23の3まで、字檜山45の6、45の31

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇風呂裾23の1・23の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1514号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
宍粟市一宮町閨賀字高畑595の10（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年12月2日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	加東市佐保5番1から 同 市河高字小谷2594番1まで	旧	10.0から 51.0まで	1,446.0	一部 予定地
		新	10.0から 51.0まで	1,446.0	



兵庫県告示第1516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年11月30日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大柳仁豊野線	姫路市豊富町豊富字風浦2387番1から 同 市仁豊野字新坂67番1まで	旧	6.0から 18.0まで	162.0	
	姫路市豊富町豊富字風浦2387番1から 同 市仁豊野字新坂30番5まで	新	9.0から 17.0まで	80.0	
県道 前之庄市川線	神崎郡市川町甘地字下畷447番1から 同 郡同 町甘地字古市場338番2まで 神崎郡市川町甘地字下畷467番地から 同 郡同 町甘地字堂ノ前808番6まで	旧	2.0から 7.0まで 9.0から 36.0まで	437.0 494.0	一部 予定地
	神崎郡市川町甘地字下畷467番地から 同 郡同 町甘地字堂ノ前808番6まで	新	9.0から 33.0まで	490.0	終点 変更



兵庫県告示第1517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年12月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 7 2 号	加東市佐保15番1から 同 市佐保10番まで	旧	18.0から 28.0まで	41.0	
		新	20.0から 29.0まで	41.0	
県道 市場多井田線	加東市河高字トイヅメ2578番1から 同 市河高字西内田2575番5まで	旧	14.0から 24.0まで	118.0	
		新	16.0から 24.0まで	118.0	



兵庫県告示第1518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年11月30日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年11月30日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市仁豊野字新坂24番7から 同 市仁豊野字新坂67番1まで	旧	9.0から 20.0まで	233.0	
		新	9.0から 27.0まで	233.0	



兵庫県告示第1519号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定に基づく河川管理者の監督処分について、当該監督処分に係る措置を命ずべき者を確知することができないので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年11月30日

河川管理者

中播磨県民局長 玉 田 尋 三

1 行うべき措置の内容

二級河川西汐入川の河川区域内にある別表に掲げる船舶及び係留施設等の除却

2 河川管理者の監督処分

1に掲げる措置を命ずべき者が、平成25年1月4日までに当該措置を行わないときは、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を行う。

別表1 小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第6条の規定に基づく船舶番号又は船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の規定に基づく船舶検査済票の番号が判明していない船舶

整理 番号	所在場所	船名	種類	長さ (m)	幅 (m)	内色	外色	係留 施設
1	姫路市大津区勘兵衛町4丁目 32番2地先（水面上）	海王丸	漁船	9.60	2.50	白	白	有
2	姫路市大津区勘兵衛町4丁目 33番1地先（水面上）	無	モーターボート	5.10	1.95	青	白	有
3	姫路市大津区勘兵衛町4丁目 33番1地先（水面上）	無	漁船	8.90	2.00	緑	白	有
4	姫路市大津区勘兵衛町4丁目 35番1地先（水面上）	年則丸	漁船	6.80	1.85	青	白	有
5	姫路市大津区勘兵衛町4丁目 35番1地先（水面上）	cosmic Liberte	ヨット	7.80	2.30	白	白	有
6	姫路市大津区勘兵衛町4丁目 33番1地先（護岸上）	無	ボート	5.75	1.60	青	白	無
7	姫路市大津区勘兵衛町4丁目 35番1地先（護岸上）	無	漁船	7.90	2.00	青	白	無
8	姫路市大津区真砂町39番5地 先（護岸上）	無	ヨット	6.30	2.00	白	白	有
9	姫路市大津区真砂町39番5地 先（護岸上）	無	ボート	4.60	1.60	白	白	無
10	姫路市大津区真砂町39番5地 先（護岸上）	無	ボート	5.50	1.60	白	白	無

11	姫路市大津区真砂町39番5地先(護岸上)	無	モーターボート	5.10	1.80	青	白	無
12	姫路市大津区真砂町39番5地先(護岸上)	無	漁船	6.70	1.80	白	白	無
13	姫路市大津区真砂町39番4地先(護岸上)	無	ボート	6.80	1.50	青	白	無

別表2 係留施設等

整理番号	所在場所	構造等
1	姫路市大津区勘兵衛町5丁目15番2地先(護岸上)	単管(鋼製)15本、梯子(アルミ製)1基、ロープ2本
2	姫路市大津区勘兵衛町5丁目15番2地先(護岸上)	単管(鋼製)24本、梯子(アルミ製)1基
3	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番4地先(護岸上)	鉄杭3本、ロープ1本
4	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番4地先(護岸上)	鉄杭4本、ロープ1本
5	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番4地先(護岸上)	鉄杭4本、鎖1本
6	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番4地先(護岸上)	梯子(鋼製)1基、L鋼6本、鉄杭3本
7	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番4地先(護岸上)	鉄杭5本、ロープ4本
8	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番4地先(護岸上)	鉄杭6本、ロープ1本
9	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭4本、ロープ2本
10	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭4本、鉄輪1本
11	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭4本、鎖2本、ロープ1本
12	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭4本
13	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭1本
14	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭7本、鋼製プレート(約40cm)1枚
15	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭5本
16	姫路市大津区勘兵衛町4丁目32番2地先(護岸上)	鉄杭7本、ロープ1本
17	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄杭8本、ロープ4本
18	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄杭4本、鉄輪3本
19	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄板2枚、鉄輪2本
20	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄フック2本
21	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄杭5本、鉄フック1本、鎖2本、ロープ1本
22	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄杭5本、鎖2本、ロープ1本
23	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭5本、鉄輪1本、係留ブイ3個
24	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭6本、係留フック1個、係留ブイ1個
25	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄杭3本、係留フック2個
26	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭3本、係留フック3個、鉄輪2個、ロープ1本、係留ブイ1個

27	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上)	鉄杭1本、鉄輪1個、ロープ1本
28	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭1本、鉄輪1個、鎖1本、係留フック1個、ロープ2本、発砲ウキ5個
29	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭3本、ロープ5本、係留ブイ2個
30	姫路市大津区勘兵衛町4丁目33番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭6本、ロープ3本、係留ブイ1個
31	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭1本、ロープ2本、係留ブイ1個
32	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(護岸上)	鉄杭2本、鎖1本、ロープ3本
33	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭3本、ロープ2本、発砲ウキ4個
34	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(護岸上及び水面上)	鉄杭12本、鎖2本、ロープ3本、発砲ウキ5個
35	姫路市大津区勘兵衛町4丁目35番1地先(護岸上)	単管2本、鉄杭11本、ロープ5本
36	姫路市大津区真砂町39番26地先(護岸上)	単管2本、鉄杭3本、ロープ2本
37	姫路市大津区真砂町39番26地先(護岸上)	鉄杭6本、ロープ6本
38	姫路市大津区真砂町39番26地先(護岸上)	鉄杭3本
39	姫路市大津区真砂町39番5地先(護岸上)	船台1台



兵庫県告示第1520号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
竹原野(1)	朝来市		生野町竹原野	上ミ家ノ上エ 道ノ上エ	42番の一部、43番の一部、45番1の一部、45番2の一部 334番、335番1の一部、335番3の一部、336番の一部、337番1の一部、337番3の一部、338番から340番まで、340番1の一部、341番1の一部、342番1の一部、343番、344番、345番の一部、346番1の一部、347番1の一部、348番1の一部、348番4の一部、350番の一部



兵庫県告示第1521号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指 定 年 月 日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24淡路位置 0007号	24. 11. 16	淡路市志筑字岨2315番の一部、2315番地先水路	6.00	26.53

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成24年11月30日

但馬県民局長 石 井 孝 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フレッシュバザール日高パーク店
 所在地 豊岡市日高町祢布字ガケガ森988
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 株式会社トヨダ 宮 下 雅 則 豊岡市九日市下町100番地の1
 田 原 義 勝 豊岡市日高町鶴岡117—3
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前
 名称 バリユー日高店
 所在地 城崎郡日高町祢布字ガケガ森988
 - イ 変更後
 名称 フレッシュバザール日高パーク店
 所在地 豊岡市日高町祢布字ガケガ森988
 - (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 株式会社トヨダ 辻 勝 蔵 豊岡市京町7—16
 株式会社写真のミッタ 美 蔦 保 昭 出石郡出石町柳25—1
 田 原 義 勝 城崎郡日高町鶴岡117—3
 - イ 変更後
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 株式会社トヨダ 宮 下 雅 則 豊岡市九日市下町100番地の1
 田 原 義 勝 豊岡市日高町鶴岡117—3
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 株式会社トヨダ 辻 勝 蔵 豊岡市京町7—16
 株式会社写真のミッタ 美 蔦 保 昭 出石郡出石町柳25—1
 田 原 義 勝 城崎郡日高町鶴岡117—3
 - イ 変更後
 氏名又は名称 法人の代表者の氏名 住所
 株式会社トヨダ 宮 下 雅 則 豊岡市九日市下町100番地の1

田 原 義 勝

豊岡市日高町鶴岡117―3

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
平成24年9月21日ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年5月15日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成24年5月15日ほか

5 届出年月日

平成24年11月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間
平成24年11月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成25年4月1日
- (2) 提出先
但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
〒668-0025 豊岡市幸町7―11



旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の規定による認可に係る次の住宅地造成事業は、完了した。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行地区又は工区に含まれる地域の名称
小野市粟生町字一文字山1505番25の一部、1505番534
同 市粟生町字大谷1506番175
- 2 認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
岡山県津山市北園町8番15
キタノ産業株式会社 代表取締役 北 野 博 子
- 3 認可年月日及び認可番号
平成24年10月19日
兵庫県指令北播（事）第414―14号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年11月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市若草町1番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市網干区垣内東町188番地
株式会社エトウ 代表取締役 榮 藤 猛
- 3 許可年月日及び許可番号
平成24年9月7日
兵庫県指令西播（光土）（建）第1―15号（24赤穂）

病 院 局 管 理 規 程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年11月30日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第9号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項の表中

「

パクリタキセル腹腔内反復投与療法（ただし必要症例数に達するまで。）	1人1回につき13,000円
-----------------------------------	----------------

」

を

「

パクリタキセル腹腔内反復投与療法（ただし必要症例数に達するまで。）	1人1回につき13,000円
急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変（MRD）量の測定	1人1回につき98,000円

」

に改める。

附 則

この管理規程は、平成24年12月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成24年11月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武 田 丈 蔵

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
淡路市政刷新市民会議	谷 昭 次	向 井 剛	淡路市志筑901-13
太田一誠後援会	足立 亮	太田 有 紀	丹波市青垣町小倉56
山田としお兵庫県後援会	石田 正	高品 藤 吉	神戸市中央区海岸通1番地 兵庫県農業会館内

イ 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類

克 捷 会	山 崎 道 雄	金 築 秀 人	伊丹市中央6丁目1ー32	松 崎 克 彦	衆議院議員
白 髪 み どり 後 援 会	利 根 敬 通	谷 川 真由美	姫路市本町201	白 髪 み どり	衆議院議員

2 届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

名称	異動事項	異動内容	
自由民主党兵庫県歯科技工士会支部	代 表 者	新	高 田 明 典
		旧	宅 見 満
みんなの党神戸市会第9支部	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区西舞子2丁目14ー23 プリオール舞子1ーB
		旧	神戸市垂水区舞子台8ー6ー1 舞子天野ビル203号

(2) その他の政治団体

名称	異動事項	異動内容	
太 田 一 誠 後 援 会	代 表 者	新	足 立 憲 生
		旧	足 立 亮
川崎重工労働組合連合会政治活動委員会	代 表 者	新	高 橋 了
		旧	青 木 芳 則
	会 計 責 任 者	新	赤 井 倫 大
		旧	藤 原 孝 志
川重グループ労働組合連合会 政策実現推進委員会	代 表 者	新	高 橋 了
		旧	青 木 芳 則
	会 計 責 任 者	新	赤 井 倫 大
		旧	濱 淵 正 幸
キャタピラージャパン労働組合 明石地区政治活動委員会	会 計 責 任 者	新	岩 屋 浩 美
		旧	渡 辺 伊 輝
幸福実現党神戸東後援会	主たる事務所の所在地	新	神戸市東灘区西岡本4丁目1番18号 董の館202号
		旧	神戸市東灘区西岡本1丁目10番28号 メゾン本山104号
政 治 結 社 大 日 本 忠 義 會	名 称	新	政治結社大日本忠義會
		旧	政治結社播磨忠義會
	代 表 者	新	中 野 伸 吾
		旧	角 田 英 樹
田 中 淳 司 と 旬 政 ク ラ ブ	主たる事務所の所在地	新	尼崎市七松町3ー6ー9ー203
		旧	尼崎市東七松町1丁目15ー3
谷 口 享 子 後 援 会	代 表 者	新	神戸市灘区灘北通10丁目2ー3ー3104
		旧	神戸市中央区八幡通4ー1ー27ー2302
兵 庫 県 歯 科 技 工 士 連 盟	代 表 者	新	高 田 明 典
		旧	宅 見 満
兵 庫 県 酒 政 会	会 計 責 任 者	新	坂 口 隆 三
		旧	嶋 津 敏 幸

山 本 忠 利 後 援 会	代 表 者	新	木 村 實 二
		旧	近 藤 次 郎

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

名称	代表者氏名	解散年月日
国 民 新 党 兵 庫 県 第 九 選 挙 区 支 部	宮 本 一 三	平成24年9月30日
み ん な の 党 神 戸 市 会 第 9 支 部	石 丸 誠 一	平成24年9月12日

(2) その他の政治団体

名称	代表者氏名	解散年月日
新 し い 町 を つ く る 会	仲 田 一 彦	平成24年10月26日
岡 崎 政 治 経 済 研 究 所	岡 崎 陽 子	平成24年9月30日
阪 神 政 経 研 究 会	船 越 孜	平成24年9月30日



兵庫県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成24年11月30日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

資金管理団体の届出事項の異動の届出

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
田 中 淳 司	尼崎市議会議員	田中淳司と旬政クラブ	主たる事務所の所在地	新	尼崎市七松町3-6-9-203
				旧	尼崎市七松町1-15-3

公 安 委 員 会 規 則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月30日

兵庫県公安委員会
委員長 橋 本 猛 伸

兵庫県公安委員会規則第11号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1兵庫県東灘警察署の部深江交番の項中「深江北町1丁目から5丁目まで」を「深江北町1丁目から5丁目まで 深江浜町」に、「深江南町1丁目から5丁目まで 深江浜町」を「深江南町1丁目から5丁目まで」に改め、同部岡本交番の項中「本山北町1丁目から6丁目まで」を「岡本1丁目から9丁目まで」に、「岡本1丁目から9丁目まで」を「本山北町1丁目から6丁目まで」に改め、同部田中交番の項所管区域の欄を次のように改める。

東灘区のうち

甲南町1丁目から5丁目まで 田中町1丁目から5丁目まで 本山中町4丁目
 本山南町3丁目 本山南町8、9丁目

別表第1兵庫県東灘警察署の部青木駅前交番の項中「本山南町4、5丁目」を「青木1丁目から6丁目まで」に、「青木1丁目から6丁目まで」を「本山南町4、5丁目」に改め、同部魚崎交番の項中「魚崎中町1丁目から4丁目まで 魚崎西町1丁目から4丁目まで」を「魚崎中町1丁目から4丁目まで」に改め、同部住吉山手交番の項を次のように改める。

J R 住吉駅前交番	東灘区住吉宮町4丁目	東灘区のうち 住吉東町1丁目から5丁目まで 住吉本町1丁目から3丁目まで 住吉宮町1丁目から7丁目まで
------------	------------	--

別表第1兵庫県東灘警察署の部呉田交番の項中「住吉浜町」を「魚崎西町1丁目から4丁目まで 住吉浜町」に、「住吉南町1丁目から5丁目まで 住吉宮町1、2丁目 住吉宮町5丁目」を「住吉南町1丁目から5丁目まで」に改め、同部石屋川交番の項中「御影石町1丁目から3丁目まで」を「御影石町1丁目から4丁目まで」に改め、同部沢ノ井交番の項所管区域の欄を次のように改める。

東灘区のうち

御影1丁目 御影郡家1丁目 御影中町1丁目から8丁目まで 御影本町2丁目
 の一部（市道鳴尾御影線以北） 御影本町4丁目の一部（市道鳴尾御影線以北）
 御影本町6丁目の一部（市道鳴尾御影線以北） 御影本町8丁目の一部（市道鳴尾御影線以北）

別表第1兵庫県東灘警察署の部阪急御影駅前交番の項中「御影1丁目から3丁目まで 御影郡家1、2丁目 御影町石屋」を「鴨子ヶ原1丁目 住吉山手1丁目から4丁目まで 御影2、3丁目 御影郡家2丁目」に改め、同部鴨子ヶ原交番の項中「鴨子ヶ原1丁目から3丁目まで 住吉山手4丁目の一部（市道御影鴨子ヶ原線以西） 住吉山手7丁目から9丁目まで」を「鴨子ヶ原2、3丁目 住吉台 住吉山手5丁目から9丁目まで 本山町岡本 本山町田中 本山町野寄」に改める。

別表第1兵庫県垂水警察署の部垂水駅前交番の項中「瑞ヶ丘 瑞穂通」を「瑞ヶ丘 瑞穂通」に改め、同部名谷交番の項中「小東山手3丁目」を「小東山手1丁目から3丁目まで」に、「市道多聞小寺線中央線以東」を「市道多聞小寺線東端線以東」に改め、同部多聞交番の項中「市道多聞小寺線中央線以東」を「市道多聞小寺線東端線以東」に改め、同表兵庫県神戸西警察署の部枝吉交番の項を次のように改める。

枝吉交番	西区枝吉1丁目	西区のうち 曙町 枝吉1丁目から5丁目まで 王塚台1丁目から3丁目まで 玉津町森友 玉津町吉田 持子1丁目から3丁目まで 森友1丁目から5丁目まで
------	---------	--

別表第1兵庫県神戸西警察署の部出合交番の項中「平野町中津（第2神明道路以北を除く。） 二ツ屋2丁目 丸塚1、2丁目」を「二ツ屋2丁目 丸塚1、2丁目 平野町中津（第2神明道路以北を除く。）」に改め、同部玉津交番の項中「長畑町」を「長畑町 二ツ屋1丁目 宮下1丁目から3丁目まで」に、「平野町向井 二ツ屋1丁目 宮下1丁目から3丁目まで」を「平野町向井」に改め、同部西戸田駐在所の項中「平野町西戸田 平野町印路 平野町中津の一部（明石川以西、第2神明道路以北）」を「平野町印路 平野町中津の一部（明石川以西、第2神明道路以北） 平野町西戸田」に改め、同部古郷交番の項中「西区岩岡町古郷」を「西区竜が岡2丁目」に改め、同部高和駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

西区のうち

押部谷町近江 押部谷町細田 押部谷町高和 押部谷町西盛の一部（県道神戸三木線を除く以南 県道志染平野線以西） 押部谷町養田 押部谷町和田 高雄台

別表第1兵庫県神戸西警察署の部栄交番の項中「見津が丘1丁目から5丁目まで 見津が丘7丁目」を「見

津が丘1丁目から7丁目まで」に改め、同部狩場台交番の項中「狩場台1丁目から5丁目まで 糎台1丁目から6丁目まで 高塚台1丁目から7丁目まで」を「高塚台1丁目から7丁目まで 狩場台1丁目から5丁目まで 糎台1丁目から6丁目まで」に改め、同部井吹台交番の項中「井吹台北町1丁目から4丁目まで」を「井吹台北町1丁目から5丁目まで」に改め、同表兵庫県尼崎南警察署の部昭和通交番の項中「建家町（3番地から95番地に通ずる道路西端線以東を除く。）」を「神田北通5、6丁目 神田中通5丁目 神田南通2丁目」に、「神田北通5、6丁目 神田南通2丁目 神田中通5丁目」を「建家町（3番地から95番地に通ずる道路西端線以東を除く。）」に改め、同部竹谷交番の項及び出屋敷交番の項を次のように改める。

竹谷交番	尼崎市北竹谷町2丁目	尼崎市のうち 神田北通7丁目から9丁目まで 神田中通6丁目から9丁目まで 神田南通3丁目から6丁目まで 北竹谷町1丁目から3丁目まで 玄番北之町 昭和通8、9丁目 昭和南通8、9丁目 西本町8丁目 宮内町1丁目から3丁目まで
出屋敷交番	尼崎市南竹谷町2丁目	尼崎市のうち 玄番南之町 竹谷町1丁目から3丁目まで 西海岸町 西高洲町 西本町7丁目 西向島町 東浜町 南竹谷町1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県尼崎南警察署の部御茶屋橋交番の項所管区域の欄を次のように改める。

尼崎市のうち 北初島町 築地1丁目から5丁目まで 西松島町 東初島町 東本町1丁目から4丁目まで 東松島町 南城内 南初島町

別表第1兵庫県尼崎南警察署の部中央交番の項中「東向島東之町」を「東向島東之町 船出」に改め、同部大島交番の項中「浜田町1丁目から5丁目まで 東大島の一部（川田 六ノ坪）」を「浜田町1丁目から5丁目まで」に改め、同部七松交番の項中「七松 七松町1丁目から3丁目まで」を「七松町1丁目から3丁目まで」に改め、同部大庄交番の項中「大庄西町2、3丁目 東の一部（馬内 開キ 泓ノ口） 東大島（川田及び六ノ坪を除く。）」を「大庄西町2、3丁目」に改め、同部センタープール前交番の項中「菜切山町 東（馬内、開キ及び泓ノ口を除く。）」を「菜切山町」に改め、同表兵庫県宝塚警察署の部宝塚南口交番の項中「湯本町 南口1、2丁目 武庫山1、2丁目 長寿ガ丘 紅葉ガ丘」を「寿楽荘 長寿ガ丘」に、「光が丘1、2丁目」を「光が丘1、2丁目」に、「寿楽荘 宝梅1丁目から3丁目まで」を「宝梅1丁目から3丁目まで 南口1、2丁目 武庫山1、2丁目 紅葉ガ丘 湯本町」に改め、同部逆瀬川交番の項所管区域の欄を次のように改める。

宝塚市のうち 伊子志1丁目から4丁目まで 逆瀬川1、2丁目 末広町 千種4丁目 東洋町 中州1、2丁目 野上1丁目から4丁目まで 社町
--

別表第1兵庫県宝塚警察署の部武庫川交番の項所管区域の欄を次のように改める。

宝塚市のうち 亀井町 光明町 御所の前町 末成町 高司2丁目から5丁目まで 高松町 福井町 美幸町
--

別表第1兵庫県宝塚警察署の部仁川交番の項を次のように改める。

仁川交番	宝塚市鹿塩2丁目	宝塚市のうち 大吹町 鹿塩1、2丁目 駒の町 新明和町 大成町 高司1丁目 谷口町 中野町 仁川旭ガ丘 仁川うぐいす台 仁川北1丁目から3丁目まで 仁川台 仁川高台1、2丁目 仁川高丸1丁目から3丁目まで 仁川団地 仁川月見ガ丘 仁川宮西町
------	----------	---

別表第1兵庫県宝塚警察署の部つつじガ丘交番の項中「花屋敷松ガ丘」を「花屋敷松ガ丘 花屋敷緑ガ丘」

に改め、同部大原野駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

宝塚市のうち

大原野 上佐曽利 切畑の一部（長尾山の一部（1番地から8番地まで 10番地から14番地まで 17番地）を除く。） 香合新田 境野 芝辻新田 下佐曽利 玉瀬 長谷 波豆

別表第1兵庫県丹波警察署の部和田駐在所の項中「山南町子茂田」を「山南町子茂田 山南町きらら通」に改め、同表兵庫県加古川警察署の部神吉交番の項中「西神吉町辻」を「西神吉町辻」に改め、同部野口交番の項中「野口町坂元」を「野口町坂元 野口町坂元北1丁目から5丁目まで」に改め、同部東加古川交番の項中「平岡町一色（一般国道250号明姫幹線以南を除く。）」を「平岡町一色（一般国道250号明姫幹線以南を除く。）」

平岡町一色西1、2丁目」に改め、同部稲美交番の項中「国北1、2丁目 国岡」を「国岡 国北1、2丁目」に改め、同部稲美東交番の項中「印南 蛸草 野寺」を「蛸草 印南」に、「下草谷」を「下草谷 野寺」に改め、同部尾上交番の項中「尾上町旭1丁目から3丁目まで 尾上町養田」を「尾上町養田」に、「尾上町口里（神鋼住宅を除く。）」を「尾上町口里（神鋼住宅を除く。）」 尾上町旭1丁目から3丁目まで」に改め、同部本荘交番の項中「宮北1丁目から3丁目まで 東本荘1丁目から3丁目まで」を「東本荘1丁目から3丁目まで 宮北1丁目から3丁目まで」に改め、同部野添交番の項中「加古郡播磨町野添」を「加古郡播磨町南野添1丁目」に、「西野添1丁目から5丁目まで 東野添1丁目から3丁目まで 上野添1丁目から3丁目まで 北野添1丁目から3丁目まで」を「上野添1丁目から3丁目まで 北野添1丁目から3丁目まで 西野添1丁目から5丁目まで 東野添1丁目から3丁目まで」に、「大中」を「大中1丁目から4丁目まで」に、「南大中1丁目から3丁目まで 古田」を「南大中1丁目から3丁目まで」に改め、同部新神野交番の項中「新神野1丁目から8丁目まで」を「神野町西条（通称北神野を除く。）」に、「神野町西条（通称北神野を除く。）」を「新神野1丁目から8丁目まで」に改め、同部八幡交番の項中「加古川市八幡町下村」を「加古川市上荘町国包」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。